



みなみいず 町議会だより

No. 30号

2007年

平成19.8.1

発行/南伊豆町議会 編集/議会広報編集委員会 〒415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂328-2 TEL0558(62)6240
E-mail:gikaij@town.minamiizu.shizuoka.jp



町こども会球技大会優勝チーム(ドッチボール)

主な内容	6月定例会	2 ~ 3
	一般質問	4 ~ 7
	議会の動き、くろ潮	8

平成19年6月定例会

平成19年6月定例会は、6月6日～7日の2日間開かれました。今定例会は、一般会計補正予算、国民健康保険税条例一部改正案、意見書2件など計13議案が審議され原案通り可決(承認・同意)されました。一般質問には4人の議員が登壇しました。

一般会計補正予算の概要(単位:千円)

会計区分	補正額	補正後総額
一般会計補正予算	64,150	3,891,150
老人保健特別会計補正予算	10,190	1,119,484
介護保険特別会計補正予算	3,697	790,121
公共下水道事業特別会計補正予算	835	394,302
水道事業会計補正予算	△4,172	280,383

専決処分・条例の制定 ・改正等について

条例

専決処分の承認を求めることについて(南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

専決処分の承認を求めることについて(南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

南伊豆町農業委員会委員のうち選挙による委員定数条例の一部を改正する条例制定について
農業委員の定数を14人から12人にするもの

報告

繰越明許費繰越計算書の報告について(平成18年度南伊豆町一般会計)

同意

繰越明許費繰越計算書の報告について(平成18年度南伊豆町介護保険特別会計)

南伊豆町固定資産評価員の選任について
南伊豆町町民課長
大野 寛さん
平成19年度南伊豆町一般会計補正予算(第1号)

平成19年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第1号)

平成19年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)
平成19年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
平成19年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)

意見書

訂正について
平成19年5月1日発行の議会だより 29の5ページに記載の「工事請負契約の変更について」説明内容の記述に誤りがあり全文を次のとおり訂正して、お詫びいたします。
「設計時の想定土質が実際に軟岩で仮設土留工が不要となり、25万9千500円の工事費減額をするもの。」

日豪EPA/FTA交渉に関する意見書
日本と豪(オーストラリア)のEPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)交渉にあたり、牛肉・乳製品・小麦・砂糖などの農産物の重要品目を除外するとともに、万が一これが受け入れられない場合、交渉を中断することを求めるもの。

(平成19年 第2回臨時会 7月9日開催) 旧厚生省薬用植物栽培試験場跡地利用計画への提言 仮称「観光交流館事業」について まちづくり戦略推進特別委員会

農産物貿易交渉に、国内自給による食料安全保障の確保を基本に各国の多様な農業が共存できるルール確立を求めるもの。
最低賃金法の見直しと最低賃金大幅引き上げを求める意見書

1. 事業の基本的考え方

各都道府県ごとに定められる最低賃金が、改定期間が一般労働者より半年遅れるとともに、決定額は県の生活保護基準より低いという矛盾・問題をはらんでおり、「ワーキングプアー」拡大の要因になっているため、最低賃金を、生活保護基準を上回ることはもちろん、労働者の生活安定を担える額に引き上げを求めるもの。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
予算決算常任委員会委員の選任及び正副委員長の決定

委員長 谷川次重
副委員長 齋藤 要
今年度より、予算決算について、常設常任委員会を設置して審議することにいたしました。

2. 資金計画
全体の予算規模
○自己資金(起債)の規模と、町財政計画・その他計画との関係
○補助金(観光施設整備資金)の規模

町財政を圧迫することなく最大効果をあげられる必要最小限の予算規模。産業関連予算の面からも経済効果をあげることが前提にする。
経営計画
○施設運営計画(収支、ラニングコスト、減価償却)のシミュレーション
○事務所 事務局
○案内所(インフォメーション) マンパワー
観光客は地元とのふれあいを求めている。地元との接点はマンパワーとパンフレット(携帯冊子)が好ましい。
湯の花(農林水産物直売所)
○既存施設での実績をもとに町内経済効果の拡大が期待される。農林水産物を基本に、町内の多様な

生産物を販売できる規模が必要。
○食品加工施設を併設し、商品に付加価値(惣菜・弁当・アイスクリーム・保存食等)を付けることが求められる。
○食品加工施設は、体験受け入れも可能とする。
○平成17年11月 JA茨城『ポケットファーム』ときどき・直売・加工・軽食施設『秦野市JAはだの』じばさんずじ
木造の古い建物のため地元客がなじめた面があるが、地元客を繋ぎとめられる建物のあり方が課題。
食事処
○地産地消と地域経済循環・地元産業育成の観点から、独立したレストラン的発想でなく、直売所生産物を活用した地元・観光客の休憩室兼食事処と考えるのが望ましい。
町内既存観光食堂との調和を図ることが必要である。
ギャラリー
○南伊豆町のルーツ日誌遺跡から現代への歩みを紹介。
○町内在住のアート・クラフト作家の作品の展示・販売を通じて、町内経済波及と南伊豆町の文化・創作環境のアピールを広げる。

4. その他
全体の呼称 ひろばの名称を検討する
ヘルスアップルーム
○駐車場のあり方を拠点に、ウォーキング、温泉入浴などを通じた健康づくりのアドバイスを受けられる体制。(維持経費が課題)
○イベント広場の確保
○日常は駐車場とは区分けしたイベント広場(フリーマーケット屋外休憩等の対応)
○地元間伐木材を積極的に利用する

町長に聞きました



梅本和熙 議員

梅本 介護等の社会福祉費が増加する。有料化は避けられない。住民の十分な納得を得た上での執行に。



市町村合併

質問 産業団体連絡協議会の合併推進の要望について。
町長 新市の財政シミュレーションや市町の動向を見て地区懇談会を、秋に開催。

清掃審議会への諮問

質問 なぜ今、ごみ処理有料化の諮問を求めたのか。
町長 厳しい財政状況の中、ごみ処理費に多額の費用を要している。町民に認識していただき、有料化を地区懇談会等で理解を得ていく。
質問 負担を求める前にやるべきことは。三役の報酬カット。政治姿勢の問題。
議員時代には20%に賛成。
町長 報酬、ごみも、審議会に諮問し、審議の結果。

ジャンク問題

梅本 答弁は控えるとの予測ですが、あえて訴状の内容を開示する意味で質問する。
町長 答弁は控えたい。
梅本 平成16年3月30日前、町長が買収断念の意思を伝えた。なぜ岩崎産業が訴訟を提起したのか。議会だよりに「まちづくり委員会と

公式の交渉を要請しました」との記載。訴状には「平成17年1月下旬原告社員2名が下田の喫茶店でまちづくり特別委員会の委員長らと面談した。委員長らは、前町長の町政を批判前町長が町長を辞任する旨通し。今後、被告との交渉は、町長へ立候補する予定の委員長が取りまとめる同委員会を窓口としてもらいたい」と、原告が被告の買収に応ずる意向が継続していること等を改めて確認した」とあるが、訴状の内容が事実なら執行権を無視した行為で町民に対する裏切り行為である。
更に訴状に「平成17年2月東京・銀座で原告代表者がまちづくり特別委員会の副委員長他2名の委員と面談し、前町長にかわって協議を進める趣旨の発言があり、原告の買収への意向等を尋ねられた」とあるが町長は知っていたか。
更に「平成17年5月かかる積極的姿勢を示した委員長が町長へ就任した。そのため、原告は町長が選挙前の約束を果たし、買収に向けて前進すると信頼」と記

載されている。選挙中に町民が「我々ならジャンクルパーク問題を解決できる。前町長では交渉できない」との発言を聞いている。



町長 この件も同じです。

質問 読売新聞は「現町長は選挙公約として買収取りを掲げ、議員時代にもまちづくり特別委員長としての買収取りの姿勢を示した」と報道。南伊豆民報は「議会の多数は買収行動を厳しく批判、買収でない検討を主張した」とあるが平成15年10月7日議長他数名の議員が町長に同行し県知事に面談、買収取りを要望。民報には「当時議員を務めていた現町長も買収行動を批判」町長が石廊崎ジャンクパーク買収を述べたことは一度もありません」と記載。訴状等とは矛盾した内容。町長の考えは。
町長 この件も一緒です。

肺炎球菌ワクチンへの助成

質問 高齢者が体調を崩すきっかけの多くが肺炎だが、北海道旧瀬棚町の病院で肺炎球菌ワクチン投与による予防医療で医療費減少の実績もあつた。肺炎球菌ワクチンの普及と8千円余かかるワクチン接種の一部助成を敬老の日のプレゼントとして考えてはどうか。
町長 健康被害の問題・現在任意で接種している他の予防接種との関係など、いくつかの課題の検討と国・県の動向を注視し、今後助成の検討をする。



横嶋隆二 議員

町長の政治姿勢

質問 財政が大変だから合併という風潮があるが、南伊豆町の実質公債費比率は全国の市町村の中で何番目が町長 実質公債費比率は、分子に地方債の元利償還金に上水道など公営企業の支払う元利償還への一般会計からの繰出金、一部事務組合等の公債費類似経費を算入する連結決算の考え方を導入しており、この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行。25%を超えると単独事業の起債が認められず、起債制限団体となる。当町の実質公債費比率は10.8%で全国の市町村1千844団体中294位。
質問 町長は共立湊病院の



管理者という立場もあるが、南伊豆町長として共立湊病院が現在地で存続して中核病院としての役割を果たす、そういう立場を堅持できるか。病院議会では、多数決で病院の移転を決めるべきだという意見が出ている。もちろん、合併した場合に、議会の多数決で移転が

ゴミ問題



決まる可能性が十分ある。南伊豆町長としてどのような考えるか。
町長 私は管理者である前に、南伊豆町長として、共立湊病院は環境・過去の経緯・我が町の医療を考え現地での存続を申し述べている。多数決でという話が確かに前にあつたが、財政的なことなどが十分に議論されておらず、見通しが立っていない中で、多数決で決める問題ではないと、私はそのとき反対した。

質問 広報みなみいず五月号に「ゴミ有料化の記事が出ているが、あたくも決まっただかのような記事だ。議会で決定もしておらず、議会軽視だ。



町長 清掃審議会の答申を町民に知らせるということ、まだ実施するわけではない。これから町民の理解を求めてゆく。

質問 ゴミ処理の全体費用負担に対し、業者への対応と入札などどう対応しているのか。
町民課長 入札はやっていない。業者が一社しかなく随意契約にしている。

質問 ごみの減量問題は、町民がリサイクルの問題も含めた費用を考える必要がある。分別収集の引き取り単価が財団法人のリサイクル協会と比べて断トツに高い。すべての費用、清掃行政のあり方の問題を抜きに、町民に費用負担だけでは説明できない。修理代何だて入札をやっていないとすれば、問題、これを是正した上で議会に資料を出していただきたい。





清水清一 議員

町の関係する訴訟について

質問 石廊崎ジャングルパーク跡地、岩崎産業は毎年園地事業の書類を町経由で町の副申書をつけ環境省へ提出している。その内容は、

上支障のないよう、施設を適切に管理することとの条件が付されています。

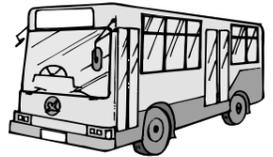
質問 管理もあまりなされていないような気がします。訴訟での町としての反論書の内容は、

企画調整課長 一方的な訴状であり、これについては請求を棄却するというところで裁判所に提出した。

町長 平成15年9月、閉園から3回にわたり環境省から、自然公園法による国立公園特別地域内事業休止承認を受けていた。本年3月15日、駐車場園路を除く温室や食堂等の園地休止承認申請が提出をされ、町はトイレの開放や園地事業の再開を求めるといふ意見をつけ副申し、5月8日付で環境省から承認をされており、休止期間は平成19年4月1日から1年間で風致の保護

町長 自主運行バス事業の訴訟の経過等は、町民から平成17年8月に訴状が提出され、町では請求を棄却する答弁書を提出し、係争中。岩崎産業と自主運行バスの意見は、どちらも一方的

な主張であり、南伊豆町としては惑わされることなく全面的に争い、請求棄却を訴えていく所存である。



合併調査委員会

質問 取り組み状況は、

企画調整課長 5月2日に幹事会、賀茂地域支援局、各市町の担当課長で協議した。月1回のペースで、9月ごろを目安に投資的経費義務的経費を各市町持ち出し今まさに検討し、新市の財政シミュレーション等々を作成しながら開催する。



イノシシ対策

質問 被害の把握、対策は町長 猪獾、最近鹿による被害が各地でも上がってきている。猪用の箱わな12基を狩猟の免許者に貸し出し平成18年度は24頭、29匹の捕獲をした。有害鳥獣対策協議会を2月に開催し箱わな、猟銃等により今後とも捕獲を行うと同時に、免許保持者をさらに増やすため、猟友会と協議して対策していきたい。町有害鳥獣被害防止対策事業で防護さくに対する補助を継続していきたい。



質問 有害鳥獣がいなくなれば、お年寄りには元気に畑で仕事ができる。荒地対策にもなり、観光地としてもきれいな町になる。猪を食肉として流通させる考えで処理場も検討してみる価値があるのではないか。

旧薬用試験場跡地利用計画

質問 町民の集まる交流館として整備の内容は、

町長 観光施設整備事業補助金を活用し、平成20年度に建設を予定している。企画調整課長 今の施設を取り壊し、商工会、観光協会、漁協、南伊豆東海バス湯の花等関係団体と協議を進めている。今年度は出入り口の一体化、未利用倉庫の解体等により、車両の移動、駐車スペースの確保することも検討している。

質問 温泉熱を利用し暖房冷房もできるのでは。それだけでも大分売りになる。ヤシの木も残せば、ランドマークとして使える。



まき網対策の現状

質問 まき網業者と漁業者側とで協定書を結んでいるが、この協定書は「法的拘束力がない」事が水産庁で明らかになった。であれば、



保坂好明 議員

まき網漁船の許可対象外魚種はアジ、サバ、イワシ、カツオ、マグロの5種目と限定されており、その漁獲防止の趣旨を法的根拠から述べると対象外魚種は「とるな」と言える。もう一方の混獲については適正に市場へ水揚げされているか、そうでなければ公正取引上の大きな問題になる。地域行政として国の水産庁資源管理部並びに県の水産資源管理室に対し、水産統計上からも明確な魚種・数量を関係者立ち会いで確認できるように働きかけを要する。

町長 行政としてできる事は積極的に取り組む。

産業活性化について

質問 町が進める町内産業活性化策の内容を確認する。

町長 観光産業が全体の産業の景気動向を左右する当町において、観光客の増加に努める施策を展開する事が重要。石廊崎灯台付近へのトイレ建設と参観灯台についての調査と旧薬用試験場跡地へ観光交流館的な施設の検討を行っている。

質問 経済情勢に大きく左右されるのが「観光産業」だが、「南伊豆町の観光」は自然環境なくしてはありえず環境「生産」観光が成り立つ。農業振興を進め花卉を含む農産物のブランド化(特化性)を図るならば、足腰の強い観光が築ける。観光立町としてのあり方並びに方向性をもう一度検証してはどうか?

担当課長 埋もれている観光資源の掘り起こしや新たな南伊豆ブランドの開発、町内の拠点を点と点で結んでの新メニューの開発、お客様のニーズに合わせたメ

ニュー開発、人材の育成等、色々な角度から検証し足腰の強い産業構造を考えたい。



質問 JR戦略的観光開発地域事業について伺う。

町長 JR東日本が鉄道利用客の増加を図るために、誘客宣伝を地域関係機関等と一体となり事業展開を計画するもの。予算額は1市町当たり年間500万円で3年間の1千500万円。費用は全てJR負担となる。本町としては、この事業へ積極的に参画し官民が一体となった誘客宣伝に取り組み観光客の増大に努めたい。

質問 JR東日本も民間企業であり、投資する事はそ

れ以上の収益を見込んでの事だが、全国で16カ所、静岡県では本町だけというのは南伊豆町が魅力に溢れている事を証明されたと同じ。今後、プロジェクトをどの様に推進するのか? 担当課長 この事業は今までに仙台や全国で誘客を増大させた実績があり、選ばれた事は千載一遇のチャンスで低迷する観光の起爆剤となる。そのためには町内の事を積極的に勉強し新たな観光資源の掘り起こしや活用に努め、意識の統一、また意見を闘わせながら魅力ある観光地づくりを目指したい。そして当町独自のブランド化を図り、全国に発信し成果につなげたい。



議会の動き

南伊豆町議会の動き・平成19年4月～平成19年7月

- 4月26日 下田警察署管内防犯協会総会
- 5月10日 R136交通安全大作戦
- 5月17日～18日 例月出納検査
- 5月18日 商工会青年部総会
- 5月21日 静岡県町村議会議長会総会
- 5月21日 南伊豆町商工会通常総会
- 5月22日～23日 全国議長・副議長研修会
- 5月23日 郡監査委員連絡会総会
- 5月24日 郡議長会会計監査
- 5月28日 県地方議会議長会定期総会・政策研修会
- 5月28日 南伊豆町観光協会総会
- 5月30日 議会運営委員会
- 5月30日 郡議長会議
- 5月31日 交通安全協会南伊豆分会総会
- 6月1日 議会全員協議会
- 6月1日 自衛隊協力会総会
- 6月7日 広報編集委員会
- 6月7日 まちづくり戦略推進特別委員会
- 6月10日 消防協会査閲大会
- 6月12日 伊豆斎場組合会計決算審査
- 6月13日 まちづくり戦略推進特別委員会
- 6月15日 平成18年度水道事業会計決算審査
- 6月18日 議会運営委員会
- 6月19日 南豆衛生プラント組合議会全員協議会
- 6月20日～21日 例月出納検査
- 6月25日 広報編集委員会
- 6月28日 南伊豆町路線バス問題対策協議会
- 6月29日 南伊豆町青少年問題協議会
- 7月9日 第2回臨時議会
- 7月10日 議会広報編集委員会
- 7月11日～12日 例月出納検査
- 7月11日 郡議長会議
- 7月13日 県内監査委員研修会
- 7月17日～19日 決算監査
- 7月18日 広報編集委員会
- 7月24日 町議会議員選挙告示
- 7月29日 町議会議員選挙投票日
- 7月30日 町議会議員当選証書付与式

皆さまの声を お待ちしております

皆さまから届けられました貴重な意見・提案等は、「いでゆ」のコーナーに記載させていただきます。

南伊豆町議会事務局内 広報編集委員会

〒415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂328-2
TEL・FAX 626240
E-mail:gikaij@town.minamiizu.shizuoka.jp

議会一ロメモ

議会での発言

議会は言論の府といわれるように、議員活動の基本は言論であって、問題は、すべて言論によって決定されるのが建前である。このため、議会においては、特に言論を尊重し、その自由を保障している。もしも言論の自由がなくなれば、議員は、その職責を果たすことは、とうてい不可能である。

しかし発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されるというものではない。おのずから節度のある発言でなければならぬ。議場の秩序を乱したり、品位を落すものであったり、議題とは無関係の議員の人身攻撃にわたるような発言まで許されるものではない。おのずから会議のルールに従った節度ある発言が要求される。

発言の内容によっては自己の政治的、道義的責任を問われることもあり、さらに法令や会議規則に違反した発言は懲罰の対象となることもある。

本稿が発刊の頃は、町議選も終わり新議会の顔ぶれも決まっているものと思つた。少し堅い話しになるが、こうした節目の時敢えて記述するが、俗にいう地方自治の本旨は団体自治と住民自治の二つの要素が満たされることが必要で、団体自治は地方分権の原理を示し、住民自治は民主主義の精神を表わすものとされ、この二つは密接不可分であり、両者を切り離して地方自治を考へる事は出来ない。一方、議会は住民を代表する公選の議員をもつて構成される地方公共団体の意思決定機関であり、その使命は第一に具体的政策を最終的に決定する事であり、第二に決定した政策を中心に執行機関の行財政の運営や事務処理・事業の実施が全て適法適正に、しかも公平、効率的にかつ民主的になされているかを、住民全般の立場にたつて批判し監視する事であると云われている。地方議会の構成員である議員は以上の事を十分理解し、よくその職責をわきまえ行動することが要求される事を、まず認識すべきである。新しい議会構成の始めに議会の使命と職責を『編集後記』として改めて述べた。

(漆)

